

低所得者に対する軽減措置が変わります

☎ 国保年金課 ☎ 055-948-2905

均等割額の軽減割合	世帯主および全ての被保険者総所得金額などの合計	
	新	旧
7割軽減	変更なし	(43万円+(給与所得者等の数※-1)×10万円)以下のとき
5割軽減	(43万円+(給与所得者等の数※-1)×10万円+29万円×世帯の被保険者数)以下のとき	(43万円+(給与所得者等の数※-1)×10万円+28.5万円×世帯の被保険者数)以下のとき
2割軽減	(43万円+(給与所得者等の数※-1)×10万円+53.5万円×世帯の被保険者数)以下のとき	(43万円+(給与所得者等の数※-1)×10万円+52万円×世帯の被保険者数)以下のとき

※一定の給与所得(給与収入55万円超)と公的年金などに係る所得を有する者(公的年金などの収入金額60万円超(65歳未満)または110万円超(65歳以上))(★)
 ★公的年金等に係る特別控除(15万円)後は、110万円を125万円となるよう読み替えます。なお、専従者控除のみなし給与や青色事業専従者給与は、給与所得に含まれません。

▶令和5年度年間保険料の計算方法

$$\text{年間保険料} = \text{均等割額 } 42,500 \text{円} + \text{所得割額 } (\text{前年の総所得金額など} - 43 \text{万円}) \times 8.29\% \text{ (旧ただし書き所得)}$$

軽自動車税(種別割)の減免制度

☎ 税務課 ☎ 055-948-2918



身体などに障がいのある人や身体障がい者用の軽自動車対象です。減免は、障がい者1人につき1台に限ります。また、普通自動車と重複して減免を受けることはできません。

軽自動車税(種別割)の減免対象車両

- 障がい者本人が所有し、かつ、使用する軽自動車
 - ※所有…生計を共にする人が所有する場合も含む
 - ※使用…生計を共にする人・常時介護する人が使用する場合も含む
- 車両構造が身体障がい者用の軽自動車

令和5年度 減免申請を受け付けます

申請期間/5月1日(月)~31日(水)

※土・日・祝日を除く

申請場所/税務課(伊豆長岡庁舎1階)

※各支所では受け付けできません。

持ち物/①障害者手帳など②車検証③運転する人の運転免許証④対象車両所有者のマイナンバーカード

その他/令和4年度に軽自動車税の減免を受けている人で、車両の廃車や名義変更など

を行っていない場合は、5月上旬に「現況報告書(減免申請書)」を送付します。

※持ち物や対象となる障がいの範囲など、詳細は直接問い合わせください。

4月からの保険料は16,520円/月

保険料の納付は口座振替で！
まとめて前払いするとお得な割引も！

毎月の保険料は、翌月末日までに納めてください。納付は、納付書(現金)、口座振替、クレジットカードなどですることができ、納付方法によって、下表のような割引料金が設定されています。また、2月からスマートフォンアプリを使用した電子決済での納付ができるようになりました。納めた保険料は年末調整や確定申告の時に全額、社会保険料控除の対象となります。

☎ 三島年金事務所
☎ 055-973-1166
☎ 国保年金課
☎ 055-948-2905

注意事項

- 口座振替を希望する場合、納付書または基礎年金番号がわかるもの、通帳、金融機関届出印を持参のうえ、口座をお持ちの金融機関(ゆうちょ銀行を含む)の窓口でお申し込みください。
 - 令和5年度の口座振替、クレジットカード払いの2年前納、1年前納、6カ月前納(4~9月分)の申し込みは2月末で終了しています。6カ月前納(10~3月分)は8月末までにお申し込みください。
- ※詳しくは、右のQRコードから、日本年金機構HPをご覧ください。



令和5年度国民年金保険料 納入額早見表(現金納付・口座振替比較)

納付方法	金額		1カ月分		6カ月分		1年分	
	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額
通常(割引なし)								
①納付書での現金納付	16,520円	—	99,120円	—	198,240円	—		
②翌月末の口座振替								
毎月振替(早割)(当月末口座振替)	16,470円	50円	98,820円	300円	197,640円	600円		
6カ月前納(現金/クレジットカード)	—	—	98,310円	810円	196,620円	1,620円		
6カ月前納(口座振替)	—	—	97,990円	1,130円	195,980円	2,260円		
1年前納(現金/クレジットカード)※	—	—	—	—	194,720円	3,520円		
1年前納(口座振替)※	—	—	—	—	194,090円	4,150円		

※令和5年度分の申し込みは終了しました。

ご存じですか？ 学生納付特例制度

国民年金加入者の学生で、本人の所得が一定額以下の場合に国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象/大学、短大、専門学校などに在学中の20歳以上の学生
 所得の目安/学生本人の令和4年中(令和4年1月1日~12月31日)の所得が128万円以下であること

猶予期間/令和5年4月~令和6年3月

持ち物/年金手帳または基礎年金番号通知書、学生証のコピー(両面)または在学証明書(原本)

申込/4月以降、速やかに三島年金事務所または国保年金課(伊豆長岡庁舎)でお申し込みください。

※令和4年度に納付猶予されている人で、令和5年度も在学予定の人には、はがき形式の申請書が3月末に送付されます。引き続き同じ学校に在学している場合は、このはがきに必要事項を記入し返送(添付書類不要)すると、令和5年度の学生納付特例の申請ができます。